

教育委員会定例会事項書

令和8年8月19日(水)
9:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 横 山 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第	22 号	職員の懲戒処分について	非公開
議案第	23 号	令和8年度教育功労者表彰について	非公開
議案第	24 号	三重県立図書館協議会委員の任命について	非公開
議案第	25 号	三重県総合博物館協議会委員の任命について	非公開
議案第	26 号	工事請負契約の変更について	非公開

4 報 告 題

報告	1	「県立高等学校活性化計画(仮称)」素案について	公開
報告	2	議会の議決すべき事件以外の契約等について	公開
報告	3	令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について	公開
報告	4	自動車事故による損害賠償に係る専決処分について	非公開

5 閉 会 宣 言

前 回 定 例 会 の 審 議 結 果

1 日 時

令和8年7月23日（木）

開 会 9時30分

閉 会 9時47分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 長崎教育長、大森委員、富樫委員、安田委員、横山委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

該当なし

5 請願陳情の付議の結果

請願1 教育活動の適正な実施を求める請願について

請願1については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 第73回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和8年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告 1

「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案について

「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案について、別紙のとおり報告する。

令和8年8月19日提出

三重県教育委員会事務局
教育政策課長

「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案について

教育委員会では、現行の県立高等学校活性化計画（以下「計画」という。）の計画期間が令和8年度までであることから、令和9年度以降を計画期間とする次期計画の策定を進めています。

1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案

令和8年5月20日の三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）、6月11日の教育委員会定例会、6月22日の教育警察常任委員会に示した次期計画の骨子（案）に関し、それぞれの場でいただいた意見等をふまえ、「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案を作成しました。

7月22日に開催した第2回推進会議では、本素案について調査審議が行われました。主な意見は次のとおりです。

- 国のグランドデザインの核心は学科の改編や先導拠点校の設置ではなく、高校教育全体における学びの質の転換にある。特に、探究的な学びや実践的な学びなどは、普通科・専門学科・総合学科に共通する重要な視点である。
- 2040年を見据えた学びや課程・学科の姿を示すためには、まず県の特徴を踏まえた2040年の将来像を描くことが重要である。
- 生徒数の見通しを考えれば、現状の学校数を維持するのは難しいと考える。どの地域にどのような機能を持った高校を配置するのかという将来像を描き、再編も含めてゼロから戦略的に考え直す必要があるのではないか。
- AIやデジタル技術が発展する社会において求められる力を子どもたちに育む上では、それを支える教職員の研修についても、計画の重要な柱となる。

【別冊】

「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案

2 児童生徒へのアンケート

次期計画の策定に向けて、こども基本法第 11 条に基づき、子どもたちの意見を聴き取るため、以下のとおりアンケートを実施しました。

【参考】

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 対象

- ・ 国公立小中学校に在籍する小学校 4 年生以上の児童生徒
- ・ 義務教育学校に在籍する前期課程 4 年生以上の児童生徒
- ・ 県立高等学校に在籍する生徒（専攻科含む）
- ・ 県立特別支援学校に在籍する小学部 4 年生以上の児童生徒

(2) 実施期間

令和 8 年 7 月 9 日から 7 月 31 日まで

(3) 質問内容

- ・ 小学校（小学部）向け
あなたの将来の夢を教えてください。また、その夢を叶えるために、これから学びたいことや体験してみたいことなどを教えてください。
- ・ 中学校（中学部）向け
あなたの将来の夢を教えてください。また、その夢を実現するために、高校に進学するとしたらどのようなことを学びたいですか。
- ・ 高等学校（高等部）向け
あなたが将来、社会で活躍するために身に付けたい力は何ですか。また、その力を身に付けるためには高校でどのような学びや環境が必要だと思いますか。

(4) 集計状況

小学校（小学部） 4,875 件
中学校（中学部） 5,290 件
高等学校（高等部） 1,746 件

3 今後の進め方

次期計画については、国が「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」において都道府県に対し策定を求める「高等学校教育改革実行計画」に位置づけられるよう検討を進めているところです。第 2 回推進会議での意見や、児童生徒へのアンケートの結果等をふまえた中間案を作成し、引き続き推進会議において調査審議してまいります。

県立高等学校活性化計画（仮称） （素案）

令和●年●月
三重県教育委員会

目次

1	計画策定の趣旨等	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画期間	2
2	現状	3
(1)	高校教育を取り巻く状況	3
ア	中学校卒業者数の減少	3
イ	デジタル技術の発展と 2040 年問題	3
ウ	学びのニーズの多様化	3
エ	学校施設の老朽化	4
オ	学校における働き方改革の推進	4
カ	私立高等学校の状況	4
キ	国における高等学校教育改革の動き	5
(2)	前計画（令和 4 年度から令和 8 年度まで）に基づく取組	5
ア	県立高等学校の課程・学科の特色化・魅力化	5
イ	多様な学びのニーズへの対応	6
ウ	学校マネジメントの推進	6
エ	県立高等学校の学びと配置の在り方の検討	7
3	基本的な考え方	8
(1)	生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とします	8
(2)	2040 年を見据え、持続可能な社会を創る力を育みます	8
(3)	誰一人取り残すことなく、全ての生徒の可能性を最大限に引き出します	8
(4)	学校のウェルビーイングを実現する学びの基盤づくりを進めます	8
4	県立高等学校の課程・学科の目指す姿	9
(1)	課程	9
ア	全日制課程	9
イ	定時制課程及び通信制課程	9

(2) 学科	9
ア 普通科	9
イ 普通科系専門学科	9
ウ 職業系専門学科	9
エ 総合学科	9
5 県立高等学校の活性化に向けた施策	10
(1) 専門高校の機能強化・高度化について	10
(2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化について	10
(3) 地理的アクセス・多様な学びの確保について	10
6 県立高等学校の活性化に向けた学校の配置及び規模の考え方	11
(1) 配置	11
(2) 規模	11
7 県立高等学校の活性化に向けた推進体制	12
(1) 計画の進捗管理	12
ア K P I（重要業績評価指標）	12
イ 進捗管理体制	12
(2) 地域の実情に応じた学びの検討	12
ア 北勢地域（四日市市、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町）	12
イ 鈴鹿亀山地域（鈴鹿市、亀山市）	12
ウ 津地域（津市）	12
エ 松阪地域（松阪市、多気町、明和町、大台町）	12
オ 伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）	12
カ 伊賀地域（名張市、伊賀市）	12
キ 紀北地域（尾鷲市、紀北町）	12
ク 紀南地域（熊野市、御浜町、紀宝町）	12
(3) 各学校におけるマネジメントの推進	12

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本県では、少子化による中学校卒業者数の減少を踏まえ、県立高等学校の特色化・魅力化や適正規模・適正配置を進めるため、平成 14 年度からの「県立高等学校再編活性化計画」等を経て、平成 24 年度以降「県立高等学校活性化計画」を策定しています。この間、各地域の実情を踏まえ、必要に応じて協議会を設置し、地域の県立高等学校の活性化について検討を進めてきました。

平成 29 年度からの計画では、1 学年 3 学級以下の高等学校に協議会を設置し、学校の魅力向上と入学者数の増加を目指して、地域と一体となった活性化の取組を推進してきました。こうした取組により、地域と連携した教育が充実し、生徒の進路実現にもつながりましたが、入学者数の増加にまでは至りませんでした。

令和 4 年度からの計画では、それまでの取組の結果や、今後の中学校卒業者数の減少の状況等を踏まえると、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあるとして、1 学年 3 学級以下の高等学校については、各地域の活性化協議会において統合についての協議も行うこととしました。

今後、中学校卒業者数の減少がさらに加速することが見込まれる中、これからの時代に求められる学びを引き続き提供していくためには、各地域の活性化協議会における検討だけでなく、県教育委員会が県内全域を見通した考え方を具体的に示す必要があります。また、その考え方については、学校施設の改築等の検討も必要になることから、長期的な視点に立つ必要もあります。

そこで、新たな計画を策定するにあたり、専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和 7 年 3 月、県教育委員会の附属機関である三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）に、次期県立高等学校活性化計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について諮問しました。

当該諮問については、推進会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」を中心に調査研究が進められ、令和 8 年 3 月、推進会議から県教育委員会に答申がありました。

この答申を踏まえ、未来を見据えて、県立高等学校の一層の活性化を図るため、新たに県立高等学校活性化計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「三重県教育ビジョン¹」の施策の一つである「学校の特色化・魅力化」のうち、県立高等学校に関する部分を具体化する計画です。

また、各県立高等学校に期待される社会的役割を示すスクール・ミッションとして位置付けます。

さらに、国の「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)～2040年に向けた『N-E. X. T. (ネクスト)ハイスクール構想』～²」(以下「グランドデザイン」という。)に示されている「高等学校教育改革実行計画」にも位置付けます。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

¹ 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づき、三重県及び三重県教育委員会が策定している教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

² 令和8年2月13日に文部科学省から発表された、2040年を見据えた高校教育改革に関する基本方針です。

2 現状

(1) 高校教育を取り巻く状況

ア 中学校卒業生数の減少

県内の中学校卒業生数は、平成元年3月に29,994人まで増加した後は減少に転じ、令和8年3月には15,511人となりました。今後はさらに減少することが予測され、令和22(2040)年には、その約6割となる9,112人にまで減少することが見込まれています。

中学校卒業生数の減少により、各高等学校の学級数が減少し、それに伴い教職員定数³も減少します。こうした状況においては、生徒が多様な価値観に触れる機会が制限されたり、開設できる科目が限定されたりするなど、各学校において生徒の多様な学びを維持することが困難になります。

イ デジタル技術の発展と2040年問題

生成AIの急速な進化などデジタル技術が目まぐるしく発展する中、2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化することが見込まれています。国が示す就業構造推計⁴では、県内において、事務職は4.4万人余剰が生じる一方、AIやロボット等の活用を担う人材は6.8万人不足が生じたり、いわゆる理系人材は3.5万人不足が生じたりする可能性があるとして指摘しています。

こうした中、理数・デジタル的な素養やAIに代替されない力を育むことが求められています。

ウ 学びのニーズの多様化

令和8年度、県立高等学校における発達障がいなどの特別な支援を必要とする生徒は1,294人と過去最多となっています。また、令和6年度の県内の公立小中学校の不登校児童生徒は4,891人、県立高等学校の不登校生徒は1,322人で、いずれも過去最多となっています。さらに、令和6年度の学校基本調査に基づく県立高等学校における外国人生徒の割合は2.3%と全国1位であり、令和8年度では、日本語指導を必要とする生徒

³ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)において、公立の高等学校に関し、1学級の生徒の数は40人を標準とする学級編成の標準や、生徒の収容定員の区分等により算定した教職員定数の標準が定められています。

⁴ 令和8年3月に経済産業省から発表された「2040年の就業構造推計(改訂版)について」において、全国及び都道府県別に職種・学歴等の需給ミスマッチが示されています。

が 21 校に 347 人在籍し、母国語の数は 19 言語にわたっています。

こうした中、生徒が自立と社会参画のために必要な力を身に付けられるよう、県立高等学校において、多様化する学びのニーズに対する支援を一層充実させることが求められています。

エ 学校施設の老朽化

学校施設の中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的として、令和 2 年 3 月、「三重県立学校施設長寿命化計画」を策定しました。同計画では、学校施設の目標耐用年数を 80 年に設定し、耐震化の改修などを推進しています。こうした中、令和 8 年度時点で、県立高等学校 56⁵校のうち、築 60 年以上経過している校舎を有する学校は 22 校（約 4 割）に上っています。

将来にわたり、生徒の安全・安心を確保するためには、学校施設の計画的な建て替えについて、早急に検討することが必要です。

オ 学校における働き方改革の推進

令和 7 年 6 月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では、教育職員の長時間労働の是正をさらに推進するとともに、各教育委員会に対し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定等を求めています。また、国は時間外在校等時間を月平均 30 時間程度に削減することを目標としています。こうした中、県立学校では、令和 7 年度の月当たりの時間外在校等時間は約 15.2 時間と国の目標を大きく下回る水準まで減少しています。

一方、規則等で定められる時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を超える教育職員は依然として存在していることから、学校教育の質の持続的な維持・向上に向け、引き続き、学校における働き方改革を推進する必要があります。

カ 私立高等学校の状況

県内には、19 校⁶の私立高等学校が設置されており、うち 18 校が普通

⁵ 県立熊野青藍高等学校については、木本校舎と紀南校舎をそれぞれ 1 校として算定しています。なお、県立木本高等学校と県立紀南高等学校は県立熊野青藍高等学校と同一校舎であるため、学校数に含めていません。

⁶ 令和 8 年度時点で全日制課程 11 校、通信制課程 6 校、全日制・通信制併置 2 校。

科のみを有する⁷学校です。近年、広域通信制高等学校の新設、全日制課程設置校への通信制課程の併置、コースの新設・改編などがありました。また、令和8年度からは、私立高等学校の授業料が実質無償化となりました。

こうした中、これからも県立高等学校が生徒に選ばれる学校であり続けるためには、一層の特色化・魅力化が求められます。

キ 国における高等学校教育改革の動き

国は、2040年を見据えたグランドデザインを策定し、社会や産業界のニーズに即応しつつ、生徒の可能性を広げ能力を伸ばす高校教育を実現するため、各都道府県の実情に応じた高校教育改革を推進することとしています。また、都道府県に対し、「高等学校教育改革実行計画」の策定を求めるとともに、同計画に基づく取組に対し、財政的な支援を行う仕組みを構築することとしています。

国の動きを受け、同計画を策定するとともに、国の財政的な支援を活用しながら、高校教育改革を進める必要があります。

(2) 前計画（令和4年度から令和8年度まで）に基づく取組

ア 県立高等学校の課程・学科の特色化・魅力化

課程については、生徒が全日制課程の高等学校に在籍しながら、通信制課程や定時制課程の高等学校の授業を受けることができる「みえ版フレキシブル高校」の仕組みを整え、令和9年度からは、桑名北高等学校、久居高等学校、尾鷲高等学校の3校をパイロット校とし、フレキシブルコースを設けることとしました。

学科については、探究的な学びの充実を図るため、令和7年度から、川越高等学校の普通科を探究科に、国際文理科を国際探究科に改編するとともに、上野高等学校の普通科を学際探究科に改編しました。また、総学級数が減少する中であっても、多様な学びの選択肢を可能な限り維持するため、令和9年度から、久居農林高等学校の生物生産科、生物資源科、環境情報科、環境土木科の4学科を農業科学科、園芸科学科、環境デザイン科の3学科へ改編することとしました。

今後も、生徒の学びを充実させるため、課程や学科の特色化・魅力化に取り組む必要があります。

⁷ 普通科系専門学科を含みます。

イ 多様な学びのニーズへの対応

特別な支援を必要とする生徒の増加を受け、県立高等学校においても通級による指導を行えるよう、教職員の資質・能力の向上に取り組みました。通級による指導については、定時制課程の高等学校から全日制課程の高等学校への展開が進み、令和8年度は、6校7課程⁸で実施しています。令和7年度からは、通級実施校の担当教員を他校へ派遣する「巡回指導型」の通級指導も開始しました。

不登校の状況にある高校生や休学している高校生、中途退学した後、進学や就職をしていない人が同世代の人と交流したり、学習支援を受けたりできるよう、令和5年度から県立教育支援センター「こもれび」の運営を開始しました。また、全ての県立高等学校において、生徒が学校に通うことが難しい場合であっても学びを継続することができるよう、1人1台端末を活用して遠隔で授業に参加できる体制を構築しました。

日本語指導を必要とする生徒の学びを支えられるよう、日本語指導の支援を行う「日本語指導アドバイザー」1名と母語による学習支援を行う「外国人生徒支援専門員」4名の拠点校への配置を継続してきました。また、生徒の日本語習得状況に応じた指導が計画的に行えるよう、令和4年度から日本語指導担当者の研修会を毎年度実施しています。

学校の所在地や規模に関わらず、生徒が希望する進路の実現に必要な教科・科目を学ぶことができるよう、令和7年度に遠隔授業配信センターを整備し、令和9年度から単位認定を伴う授業を実施することとしました。

今後も、様々な背景により支援を必要とする生徒が増加することや、少子化が加速する地域が増えることが見込まれる中、生徒一人一人が学びを継続できる体制を構築していく必要があります。

ウ 学校マネジメントの推進

高等学校への入学から卒業までの教育活動を体系化するため、令和5年度から各高等学校がスクール・ポリシーを定め、三重県立高等学校案内レインボーメッセージで公表しています。

また、校長がリーダーシップを発揮し、「めざす学校の姿」の実現に向け、教職員との対話による気づき、学校外からの意見、学習者の視点などを重視した学校づくりが進められるよう、令和6年度に三重県型「学校マ

⁸ 北星高等学校（定時制・通信制）、白子高等学校（全日制）、みえ夢学園高等学校（定時制）、松坂工業高等学校（定時制）、伊勢まなび（定時制）、熊野青藍高等学校紀南校舎・紀南高等学校（全日制）の6校7課程。

ネジメントシステム」を再構築するとともに、三重県型「学校マネジメントシステム」活動ガイドを策定しました。

今後も県立高等学校の特色化・魅力化を図れるよう、各校が主体となって改善活動を一層進めていく必要があります。

エ 県立高等学校の学びと配置の在り方の検討

以前から活性化協議会を設置していた伊賀地域、伊勢志摩地域、紀南地域に加え、前計画に基づいて、令和4年度に松阪地域、令和5年度に鈴鹿亀山地域及び津地域、令和8年度に北勢地域（桑名地域及び四日市地域）に活性化協議会を設置し、地域の実情を踏まえながら、地域の高等学校の学びと配置の在り方について検討を進めました。

令和4年度には、伊勢志摩地域及び紀南地域において協議会のまとめが策定されました。このことを参考にして、紀南地域では、木本高等学校と紀南高等学校を統合し、令和7年4月に校舎制の熊野青藍高等学校を開校しました。同校では、各校舎の独自性を大切にしつつ、連携を強化して学びを充実させています。また、伊勢志摩地域では、令和6年度から南伊勢高等学校南勢校舎を募集停止とし、南勢校舎に在籍する生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶこととしました。

令和7年度には、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域で協議会のまとめが策定されました。このことを参考にして、令和10年度から、石薬師高等学校、あけぼの学園高等学校、南伊勢高等学校度会校舎、志摩高等学校の4校を募集停止とし、地域の高等学校を再編して特色化・魅力化を図ることとしました。

今後、中学校卒業生数の減少が加速することが見込まれる中、これからの時代に求められる学びを提供し続けていくためには、県立高等学校の学びと配置の在り方についての検討をさらに加速させる必要があります。

3 基本的な考え方

高校教育や本県の県立高等学校を取り巻く状況をふまえ、県立高等学校の活性化を推進するため、以下の4つを基本的な考え方とします。

(1) 生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とします

高等学校は生徒のためのものです。県立高等学校についての検討は、生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする「生徒ファースト」を基本とします。生徒の目線に立ち、生徒の最善の利益を考えることを徹底します。

(2) 2040 年を見据え、持続可能な社会を創る力を育みます

2040 年の社会を見据え、理数・デジタル的な素養やA Iに代替されない能力を育みます。不確実な時代を自立して生きていく主権者として、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となる力を育みます。

(3) 誰一人取り残すことなく、全ての生徒の可能性を最大限に引き出します

不登校の状況にある生徒、特別な支援を必要とする生徒、日本語指導を必要とする生徒をはじめ、生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味関心に応じて、柔軟で質の高い学びの選択肢を提供します。県内どこにいても多様な学びを保障し、誰一人取り残すことなく、全ての生徒の可能性を最大限に引き出します。

(4) 学校のウェルビーイングを実現する学びの基盤づくりを進めます

生徒のウェルビーイングを高めるためには、教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要です。学びを支える教職員の資質・能力の育成を図るとともに、教職員が意欲をもって持続的に働くことができるよう学校における働き方改革を一層進めます。加えて、これからの時代に必要とされる学びを実現する施設設備の整備など、あらゆる面から教育環境の充実を図り、生徒の豊かな学びを力強く支えます。

4 県立高等学校の課程・学科の目指す姿

(1) 課程

ア 全日制課程

イ 定時制課程及び通信制課程

(2) 学科

ア 普通科

イ 普通科系専門学科

ウ 職業系専門学科

エ 総合学科

5 県立高等学校の活性化に向けた施策

- (1) 専門高校の機能強化・高度化について
- (2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化について
- (3) 地理的アクセス・多様な学びの確保について

6 県立高等学校の活性化に向けた学校の配置及び規模の考え方

(1) 配置

(2) 規模

7 県立高等学校の活性化に向けた推進体制

(1) 計画の進捗管理

ア K P I（重要業績評価指標）

イ 進捗管理体制

(2) 地域の実情に応じた学びの検討

ア 北勢地域（四日市市、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町）

イ 鈴鹿亀山地域（鈴鹿市、亀山市）

ウ 津地域（津市）

エ 松阪地域（松阪市、多気町、明和町、大台町）

オ 伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）

カ 伊賀地域（名張市、伊賀市）

キ 紀北地域（尾鷲市、紀北町）

ク 紀南地域（熊野市、御浜町、紀宝町）

(3) 各学校におけるマネジメントの推進

報告 2

議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等について、別紙のとおり令和 8 年三重県議会定例会 9 月定例会に報告するので、報告する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成13年三重県条例第48号）第2条の規定により報告する。

令和8年9月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約（第2条第1項第1号関係）

所管部名	契約の名称	履行の場所	契約の金額	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約締結の年月日	契約期間
教育委員会	令和8年度三重県立学校パソコン教室機器賃貸借	県立学校	円 244,059,750	一般競争入札	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社TECC 営業統括本部長 石崎 洋	令和8年6月29日	令和8年6月29日 ～ 令和13年8月31日

令和8年度三重県立学校パソコン教室機器賃貸借について

令和8年8月19日

高校教育課

1. 三重県立学校パソコン教室について

情報教育を一層充実させるとともに、情報機器を活用した学びの質の維持・向上を図ることにより、新しい時代に必要とされる生徒の資質・能力の伸長を図り、社会の変化に対応できる人づくりを推進するため、各県立学校へパソコン教室を設置し、5年ごとに更新を行っています。

昨年度までは各県立学校がそれぞれに調達を行ってきましたが、令和8年度より県での一括調達を行い、学校での契約事務負担の軽減や、パソコン教室環境の共通化による職員異動時の業務負担軽減を進めます。

2. 契約内容

賃貸借期間：令和8年12月1日から令和13年8月31日

主な契約内容：データ保存サーバ 15台
管理用パソコン 22台
生徒用パソコン 429台
ノート型パソコン 14台
大判プリンタ 13台
カラー複合機 22台

納入場所：県立学校15校

契約金額：244,059,750円（うち消費税及び地方消費税相当額22,187,250円）

【参考】毎年度の契約額

	金額	消費税額	税込額
令和8年度	6,772,000	677,200	7,449,200
令和9年度	48,702,000	4,870,200	53,572,200
令和10年度	48,702,000	4,870,200	53,572,200
令和11年度	48,702,000	4,870,200	53,572,200
令和12年度	48,702,000	4,870,200	53,572,200
令和13年度	20,292,500	2,029,250	22,321,750
合計	221,872,500	22,187,250	244,059,750

報告 3

令和 9 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について

令和 9 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験

校種・教科等別実施状況

三重県教育委員会

※大学3年生等を対象とした特別選考を除く

校種等・教科・科目			採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試験 合格者数	第2次選考試験 受験者数
小 学 校 教 諭			約214名	583	562	545	513
中 学 校 教 諭	国 語		約26名	67	62	60	55
	社 会		約31名	98	94	91	80
	数 学		約31名	84	81	75	70
	理 科		約21名	36	31	29	26
	音 楽		約12名	35	33	32	29
	美 術		約5名	11	11	11	9
	保 健 体 育		約23名	137	133	70	69
	技 術		約4名	6	6	5	5
	家 庭		約4名	5	5	5	5
	英 語		約27名	46	43	39	35
	小 計		約184名	525	499	417	383
高 等 学 校 教 諭	国 語		約12名	31	29	28	26
	地 理 歴 史	世 界 史	約3名	37	36	29	27
		日 本 史	約6名				
		地 理	約2名				
	公 民		約4名	11	9	9	7
	数 学		約9名	50	46	27	26
	理 科	物 理	約2名	36	29	25	23
		化 学	約4名				
		生 物	約3名				
	音 楽		約2名	8	8	6	4
	美 術		約1名	4	2	2	2
	保 健 体 育		約4名	76	72	12	12
	家 庭		約4名	3	3	3	3
	農 業		約3名	11	11	9	9
	工 業	機 械 系	約6名	7	7	7	7
		電 気・電 子 系	約5名	4	2	2	2
		土 木 系	約2名	1	1	1	1
	商 業		約11名	11	10	10	7
	英 語		約12名	26	22	22	20
	情 報		約2名	9	8	6	6
	福 祉		約2名	2	2	2	2
	水 産	食 品	約1名	1	1	1	1
	小 計		約100名	328	298	201	185
学 特 校 別 教 支 諭 援	小 学 部		約20名	36	35	34	34
	中学部・高等部	保健体育	約6名	13	12	12	12
	小 計		約26名	49	47	46	46
	養 護 教 諭		約8名	131	121	30	29
栄 養 教 諭		約1名	30	29	7	7	
合 計		約533名	1,646	1,556	1,246	1,163	

